

建設工事希望発注区分変更申請要領

熊取町が発注する建設工事に係る希望発注区分の変更を希望する入札参加有資格者の業者の方は、次のとおり申請してください。

1. 受付期間

令和7年1月20日（月）～令和7年1月31日（金）

2. 提出方法

町内・準町内業者・・・持参または郵送

町外業者・・・・・・・・・・郵送のみ

※持参の場合は、土・日を除く、午前10時～正午および午後1時～午後4時まで
（町内・準町内業者のみ）

※郵送（メール便・宅配便可）の場合は、**1月31日必着（消印有効ではありません）**

3. 有効期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日（1年間）

4. 申請に必要な添付書類

番号	書類の名称	法人・個人共通	備考
1	建設工事希望発注区分変更申請書	○	様式1
2	経営事項審査結果通知書	○	写し可 ※資格審査基準日現在において有効であり、かつ最新のもの
3	建設業許可証明書	△	写し可
4	営業所一覧表 別紙二	△	建設業許可申請（更新）時の添付書類の写し
5	専任技術者一覧表	△	省令様式第1号別紙4の写し（建設業許可申請（変更）時の添付書類）※技術者を変更している場合は最新の写し

○印：必ず提出 △印：該当する場合提出

※受付控えが必要な場合は、「建設工事希望発注区分変更申請書」の原本と複写の合計2部および返信用封筒（宛名記入、切手を貼付したもの）を併せて提出してください。

5. 申請に当たっての注意事項

- ① 書類に不備等があった場合、その内容を通知しますので、指定する期日までに提出してください。期日までに提出が無い場合は受付が無効となることもありますのでご注意ください。
- ② 行政書士事務所など複数業者の申請を代行される場合は、申請者となるすべての業者のリストを添付してください。
- ③ 熊取町では、入札参加資格審査申請等の受付事務を総務課 総務・契約検査グループで一括して行っていますので、新たに他の部署へ申請を行う必要はありません。

6. 提出及び問い合わせ先

〒590-0495 大阪府泉南郡熊取町野田一丁目1番1号

熊取町役場 総務部 総務課 総務・契約検査グループ（北館2階）

TEL 072-452-1008（直通）

建設工事希望発注区分変更申請書

提出先 熊 取 町 長

申請者

受 付 番 号

所 在 地

商号又は名称

代 表 者 職 名

代 表 者 氏 名

実印

熊取町に現在登録している入札参加資格について、希望発注区分の変更を行いたいので下記のとおり申請します。

記

① 希望発注区分及び工事業種

建設工事発注区分表（P 5）から希望する区分及び業種を記入してください。

※ 町内業者は希望発注区分4区分まで、準町内・町外業者については、希望発注区分1区分のみ記入してください。

※ 希望発注区分を年度途中に変更することはできません。

※ 本申請書において、**新たな発注区分及び工事業種の追加を希望する場合は、建設業許可証明書及びその区分に係る専任技術者一覧表の写し(省令様式第1号別紙4)**を併せて提出してください。

	変 更 後			変 更 前		
業者 区分	希望発注 区分番号	発注区分	工事業種	希望発注 区分番号	発注区分	工事業種
町内 準町内 町外						
町内						
町内						
町内						

※ 指定の欄以外への記入は無効となります。

経営事項審査を受けている建設業許可についてすべて記入してください。未記入の場合は、本町に登録されません。

※ 許可区分：熊取町との契約先となる営業所の許可区分を記入してください。

※ 技術職員数：熊取町との契約先となる営業所の技術職員数を記入してください。

[illegible]

4

建設工事発注区分表

熊取町が発注する建設工事の発注区分および必要とする建設業許可並びに
経営事項審査結果は以下のとおりです。

区分 番号	発注区分	工事業種	必要な建設業許可	必要な経営事項 審査結果
1	土木一式	土木工事 (下水道工事含む)	土木工事業	土木一式
2	舗装	舗装工事	舗装工事業	舗装
3	造園	造園工事	造園工事業	造園
4	建築一式	建築工事	建築工事業	建築一式
5	水道工事	給・配水管工事	土木、管工事業 または、 土木、水道施設工事業 ※土木工事業の建設業許可が 無い場合は、希望できません。	土木一式、管 または、 土木一式、水道施設 ※土木一式の経営事項審査を受 けていない場合は、希望できま せん。
6	交通安全施設	交通安全施設	とび・土工工事業	とび・土工・コンクリート
7	そ の 他 上記以外の場合	上記以外の場合は 建設工事の種類	当該工事に必要な許可	当該工事に必要な 経営事項審査結果